

対象事業の名称：体育センター・総合教育センター再整備事業

● 環境配慮検討書の概要

事業の概要	事業の種類	第3種事業 建築物の建設（スポーツ教育研究研修施設）
	計画内容	位置 藤沢市善行7-1-2 他 規模 陸上競技場メインスタンド新築（建替） RC造3階又は2階 延床面積約2,028㎡ 他
	目的	老朽化した体育センター陸上競技場スタンドの建替・改修、屋外トイレ・更衣室の建替及びスポーツアリーナの空調設備更新等に向けた工事を行う。
	計画地の選定理由	既存施設の増築、改築（除却・新築）、改修
環境配慮の内	自然・社会環境的要素	
	植物・動物・生態系	
	緑の保全又は緑化	既存緑地については保全を基本とした計画とする。また、「県有施設の緑化率確保に関する実施要綱」に基づく緑地率の確保については別途PFI事業により整理する。
	景観	新たに整備する施設については形状や色など、既存グリーンハウス等周辺施設との調和に配慮する。
	文化財	文化財保護法に基づき、神奈川県教育委員会と協議を進め、対応を検討する。
	日照障害	
	公害防止的要素	
	大気汚染	工事で使用する建設機械は排出ガス対策型とする。発生土運搬時も排出車両の清掃や道路の散水を行い粉塵対策をとる。また、改修後の設備については大気汚染防止法の定める「ばい煙発生施設」の排出基準に従い、冷温水発生機の運用を行う。
	土壌汚染	発生土を処分する際は、調査を実施し汚染されていないことを確認して指定処分先へ搬出する。土壌の汚染が確認された場合は、適切な処理を行う。
	騒音	工事で使用する建設機械は低騒音・低振動型とし周辺に配慮する。また、空調屋外機の設置場所等に配慮する。
	振動	工事で使用する建設機械は低騒音・低振動型とし周辺に配慮する。
	防災・安全確保的要素	
	交通	
渋滞	工事車両は待機スペースを敷地内に設けて敷地外での駐停車を控え、渋滞発生を抑制するよう配慮する。	

容	安全	<p>工事中は適正な人数の交通整理員を出入口付近及び敷地内通路に配置し、通勤・通学の時間帯には車両等の通行が重ならないよう配慮する。また、敷地内を通行する際は20km/時以下の徐行とする。</p>
	地震対策	<p>建築基準法、同施行令、構造計算指針及び日本建築学会各計算基準に準拠する。また、神奈川県耐震建築物計画指針に基づき重要度係数1.25の割増をした構造計画とし、災害時の人命の安全確保と建物の機能確保が図れるようにする。</p>
	地球規模等の環境要素	
	省資源	<p>工事現場で使用する資機材等は県土整備局公共工事グリーン調達基準に基づき、再生材など環境負荷の低減に資するものの調達に努める。等</p>
	省エネルギー	<p>「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」に基づきLED照明器具の採用などを検討する。</p>
	温暖化防止	<p>「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」に基づきLED照明器具の採用などを検討する。</p>
	水循環	<p>敷地内の既存雨水排水は水循環に配慮し、自然浸透等を行っている。本事業においては整備に伴う自然浸透阻害行為が過大とならないよう配慮するとともに雨水貯留施設の導入などを検討する。</p>
	廃棄物	<p>建設リサイクル法等に基づき建設資材の分別処理、建設廃棄物の再資源化に努める。また、PCBの含有等が認められた場合は、関連法令に基づき、適切に対応する。</p>
発生土	<p>建設発生土は可能な限り埋め戻し等で再利用し、工事間流用などを行うが、再利用できない発生土については指定処分などにより適切な処理を行う。</p>	

● 審議結果通知書及び措置状況報告書の概要

通 知 事 項	措 置 状 況
<p>1 環境配慮の内容等について見直しが必要と認められる事項 なし</p>	
<p>2 基本計画の策定にあたり考慮すべき事項</p> <p>① 「県有施設の緑化率確保に関する実施要綱」に基づく緑地率の確保については、自然環境保全課と協議を行い、PFI事業と併せて、適正な緑地率を確保すること。</p> <p>② 「省エネルギー」・「温暖化防止」について、「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」の新設に当たっての措置に準じた設備の導入に努めること。</p> <p>③ 揮発性有機化合物であるVOCは塗料、溶剤等に含まれており、蒸発しやすく大気中でガス状となり、悪臭の原因や健康に影響を与える可能性があるため、使用にあたっては、低VOC製品の使用など環境に配慮した取組みを検討すること。</p>	<p>① 緑地率の確保 自然環境保全課と協議を行い、体育センター・総合教育センター再整備事業（県直営事業、及びPFI事業）全体で25.99%を確保した。</p> <p>② 設備工事 （1） 機器の効率化 ・ 高効率の空調機の採用 ・ インバータポンプの採用 （2） 廃熱利用 ・ 全熱交換器の採用 ・ 潜熱回収給湯器の採用</p> <p>③ - 1 建築工事 以下の物質が放散しないか、放散が極めて少ないものとする。 （1） 木質建材、仕上げ塗材、壁紙等 ホルムアルデヒド （2） 断熱材等 ホルムアルデヒド及びスチレン （3） 接着剤 ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン （4） 塗料 ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン</p>
<p>3 その他</p>	<p>③ - 2 設備工事 （1） 塗装及び接着剤</p>

ホルマリン不検出、水性形、含有する
有機溶剤が少ないもの

(2) 保温材

隠ぺい部はホルムアルデヒド発散等級F
☆☆☆ (JIS) 以上、屋内露出部はF☆
☆☆☆